

令和 5 年 9 月 9 日  
県土整備部道路環境課  
043-223-3139

## 放置車両の移動について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

### 記

指定する区間
長生土木事務所管内（茂原市、長柄町、長南町、白子町、長生村、睦沢町、一宮町）の県管理道路
山武土木事務所管内（山武市、東金市、大網白里市、九十九里町、横芝光町）の県管理道路